

河内長野市立林業総合センターの指定管理者の指定について

河内長野市立林業総合センターの指定管理者について、下記のとおり河内長野市公の施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）での選定結果を受けて候補者を選定し、地方自治法第244条の2第6項及び河内長野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条第1項の規定に基づき、令和3年12月市議会定例会において指定の議決を経て指定しましたので、公表いたします。

1. 公の施設名称等

河内長野市立林業総合センター

2. 指定管理者

団体名 大阪府森林組合

住所 大阪府高槻市大字原1052番地の1

代表者 代表理事組合長 栗本 修滋

3. 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

4. 選定の経過

(1) 公募の経過

○公告日 令和3年7月6日

○募集要項の配布 令和3年7月6日～令和3年8月20日

○申請書の受付 令和3年8月2日～令和3年8月20日

(2) 応募団体数 2者

(3) 選定委員会の経過

① 選定委員会委員

・市副市長を委員長とする委員（学識経験者を含む）により構成

② 選定委員会の開催日 令和3年10月11日

③ 選定委員会審査結果 大阪府森林組合 合計点数629点

他1者との比較により大阪府森林組合を適した予定者と選定

④ 選定委員会選定理由

上記各審査項目について審査を行い、総合的に評価した結果、河内長野市立林業総合センターの設置目的を達成するうえで適した団体であると認めたため。

5. 総評

上記のとおり、選定委員会での審査の結果、大阪府森林組合を候補者として決定し、令和3年12月市議会定例会において指定管理者の指定の議決を経ましたので、河内長野市立林業総合センターの指定管理者として指定いたしました。